



回数通行券のETCへの付替え及び払い戻しを終了します

阪神高速道路株式会社（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：山澤俱和）は、これまで回数通行券のETCへの付替え及び払い戻しを行ってまいりましたが、回数通行券の利用停止から10年となる平成27年7月31日をもってETCへの付替えを終了し、回数通行券の払い戻しへ統一させていただくとともに、払い戻しの終了日を平成28年3月31日とすることとしましたので、お知らせいたします。

回数通行券をお持ちのお客さまは、お早めにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

1. 回数通行券の付替え終了：平成27年7月31日（金）

回数通行券のETCへの付替えとは、回数通行券の券面額を「回数券付替サービス」の残高に付替えて、阪神高速道路をETCでご通行された際の料金のお支払いに充てることのできるものです。付替えをご希望される方は、上記終了日（当日消印有効）までにお申込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、付替えに際しては、「回数券付替サービス」へのユーザー登録が必要となります。（付替えのお申込みと同時にユーザー登録が可能です。）

2. 回数通行券の払い戻し終了：平成28年3月31日（木）

回数通行券の払い戻し（金融機関口座への振込）に際しては、券番号から綴り枚数（9回券、24回券、100回券）を判定し、その販売価格から1枚あたりの単価を算出したうえで、払戻額を算定いたします。払い戻しをご希望される方は、上記終了日（当日消印有効）までにお申込みいただきますようお願い申し上げます。

付替え又は払い戻しのお申込みにつきましては、お客さまのご負担なく手続きが可能な郵送受付で承っております。郵送受付に必要な専用封筒（料金受取人払）は、弊社の有人の料金所及び主要なパーキングエリアに備え付けているほか、弊社お客さまセンターからの郵送も承っております。

＜お問合せ先（お客さま専用）＞

阪神高速お客さまセンター

電話：06-6576-1484（平日 8:30～19:00、土日祝及び年末年始 9:00～18:00）